

旭山動物園における鳥インフルエンザ対応について

H28. 12. 19 旭川市旭山動物園

2016年は過去にないペースで全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。私たちの生活に大きなマイナスの影響があり、経済的、精神的な被害は甚大です（現在まで日本ではヒトでH5N6亜型の感事例はありません）。

そのウイルスを日本に持ち込み感染を引き起こしているのが野鳥（水禽類）の渡りです。昔から変わらない自然の営みです。

とは言っても、野鳥に対して恐怖心や嫌悪感を抱いたとしても仕方のないことなのかもしれません。

動物園は、自然を知る玄関口です。鳥類の飼育施設としてだけではなく、動物園として高病原性鳥インフルエンザとどのように向き合っていけばいいのかを考え、環境省の指針、家畜伝染病予防法に基づきながら独自の予防策、対策マニュアルを作成し、具体的な対応、対策を行っていますのでお知らせします。

〇はじめに

1 旭山動物園の立地・飼育環境の特徴

園内には野生のハクチョウ、ガンカモ類が飛来、常在して羽を休める池はありません。ハクチョウ、ガンカモ類（以下水禽類）を飼育・展示している「ととりの村」は網で囲われています。

ととりの村（フライングケージ）の水禽類は10月中旬から翌4月中旬まで室内隔離・非公開飼育となります。

園の周辺に小さな池が存在しますが、12月には凍るため野生の水禽類が飛来することはありません。したがって冬期間動物園の周辺あるいは上空を飛ぶ水禽類を目撃することはほぼありません。また飛来する水禽類がいないため、ネズミや小型鳥類などの小動物が動物園の敷地内外を行き来することで、ウイルスを媒介する可能性は限りなく少ないと考えています。

家畜伝染病予防法で言う家禽の中で旭山動物園ではニワトリ、アヒル、ホロホロチョウ、ダチョウを飼育しています。11月下旬～翌4月中旬までニワトリ、アヒルは第2こども牧場での室内飼育、ホロホロチョウはきりん舎での室内飼育、ダチョウのみかば館で日中数時間のみ屋外飼育となっています。

ペンギンの散歩は、12月中旬から翌3月下旬（期間は積雪状況で変わる）で野鳥の渡りの時期とは重ならず、この期間周辺に水禽類の仲間は常在していません。

2 現在の鳥インフルエンザの発生に対する旭山動物園の見解

北海道の渡り鳥のルートは大きく分けて稚内方面から日本海側や旭川を抜け南に向かうルートと、オホーツク海側から帯広方面の太平洋側を抜けるルートがあります。現在まで北海道内では太平洋側を抜けるルートで鳥インフルエンザが発生しています。

関係機関との連絡体制の中で、北海道内での発生の状況、あるいは旭川近郊での野鳥の死亡や回収、検査の状況はタイムリーに把握しており、感染危険度の判断や対策は冷静に行えると考えています。

他の動物園での発生事例では、飼育下の鳥類の池に野生の水禽類が飛来していることで感染が成立した可能性があること、園内に野生水禽類が飛来する池があること、そのためネズミ類や小型鳥類の羽毛などにウイルスが付着し獣舎内に持ち込まれた可能性があること、さらに飼育係の靴底などにウイルスが付着し獣舎内に持ち込まれた可能性もあること、発生後は防疫の徹底で、園全体（獣舎間に伝染）に感染が拡大することはないこと、ただし発生施設内では同居個体への感染拡大が認められること、等が考察できました。

○旭山動物園の対応・対策

1 現在の対応・対策（予防）

鳥インフルエンザウイルスの園内への持ち込みを防ぐこと、万が一持ち込まれた場合拡散させないことを目的とします。ヒトの生活圏も含め園外よりも園内の方が清浄な環境を目指します。

(1) 主な事項

- ・通年で行っている来園者の靴底の消毒の徹底。
- ・通年で行っている園関係職員の入園時の靴底の消毒の徹底。
- ・特に飼育職員の休日も含め野鳥観察などリスクがあると考えられるフィールド活動の自粛。

(2) 飼育作業に関わる事項

- ・通年で行っている各獣舎での作業靴の踏み込み消毒の徹底。
- ・冬期間行いづらいうち、各獣舎での手や手袋の消毒の徹底。
- ・飼育鳥、あるいは園内で死亡している野鳥を発見した場合、触らず、移動させずに獣医を呼ぶ。
- ・ペンギンの散歩コース上や鳥類の獣舎付近で野鳥（特に水禽類、ワシタカ類）の糞を発見した場合は消毒、除去する（過去に発見したことはない）。

上記の考え方、予防対策の実施により、

ペンギンの散歩、なるほどガイド・「ワシタカを学ぶ会」でのオオタカのフライトは継続しています。

※オオタカについては、園外まで飛翔してしまったり、野鳥を補食（万が一程度の可能性）してしまったりした場合は、隔離室での飼育としフライトも中止します。

旭山動物園は状況により変わることはあり得ますが、動物園から半径10キロ圏内での高病原性鳥インフルエンザの発生が確認（簡易検査陽性も含む）されない限り、上記のと通りの対応とします。

2 高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアルによる対応・対策

(1) 旭山動物園から**半径10キロ圏内**で野鳥あるいは家禽で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合（簡易陽性の場合も含む）、以下の対応・対策を取ります。

これまでの予防対策に加え、次の項目を実施します。

- ・開園は継続
- ・**ペンギンの散歩の中止，ワシタカを学ぶ会の中止**
- ・**第2こども牧場からかば館内ダチョウエリアの来園者の立ち入り制限**
- ・発生した種や数などを考慮し，屋外で飼育展示を行っている環境省のリスク種を優先に屋内への移動の検討，場合によっては実施
- ・園内に入場する車のタイヤの消毒

(2) 旭山動物園の飼育鳥類で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合（簡易検査陽性の場合も含む）

- ・**閉園**
- ・発生種，規模により，関係機関と協議の上対策を講じます（マニュアルには具体的な対策が記入）。

半径10キロ圏内としたのは，環境省の指針の中で，野鳥での高病原性鳥インフルエンザ発生時（簡易検査陽性も含む）には，発生場所から周辺10キロ圏内を野鳥監視重点区域に指定することを根拠としています。

簡易検査が陽性であっても，確定検査で陰性となった場合は，上記対応・対策は解除します。

対応，対策の継続期間については，関係機関との協議の上，決定することになります。